



健診受診時の注意点等のお知らせ



受診される皆様につきまして、体調管理や手洗い、咳エチケットにご協力をお願いします。ご不明な場合は健康増進課までお問い合わせ願います。

1. 会場内の密集を避けるため、**対象のお子様1人につき、付き添いの方は1名**でお願いします。（日本語でのやりとりが難しい方、兄弟を預けることが難しい方は、事前にお問い合わせ下さい。）
2. 当日朝などに体温測定し**発熱している方、咳・鼻水・下痢など体調が悪い方、ご家族に感染症やその疑いがある方の来所はご遠慮ください**。健診日変更のご連絡をお願いします。
3. 密集空間を作らないよう、受付時間を分けてご案内しています。**指定時間より早く来場された場合は車内待機**をお願いします。
4. 会場内は窓やドアを開け、常に換気を行います。
5. 健診会場内でのオムツ交換は出来ません。トイレに設置されているオムツ交換台をご利用ください。

〈 警報・台風等による母子保健事業の中止基準 〉

母子保健事業に参加される方の安全確保のため、警報発令時など災害の危険が高い場合には、次の基準により母子保健事業を中止させていただきます。皆さんの安全を確保するための措置ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

母子保健事業中止基準

台風の接近等に伴い、水戸地方気象台が神栖市もしくは神栖市を含む地域に「特別警報」や「警報（大雨、暴風、洪水のいずれか）」が発令されている場合、安全のため以下の事業を中止します。

また、大規模な災害等が市内に発生、または発生するおそれがあるときも同様です。

事業の態度決定時間

次の時間までに、事業を実施するか否か態度を決定します。

■当日 午前9時までに決定するもの：乳幼児健診（4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診）

態度決定時刻以降に警報が発令されたとき

警報が発令された時点で、事業を原則中止とします。なお、中止決定後、警報が解除された場合も原則事業は中止します。但し、状況に応じて実施する場合がありますので、その際は市ホームページでお知らせします。

注意事項

■神栖市保健センターは、福祉避難所に指定されているため、避難所開設時は事業を中止させていただきます。

■該当する警報が発令されていなくても、台風の規模や進路により中止または延期する場合があります。その際は、市のホームページへ掲載する予定です。

■その他災害・感染症の拡大等のため事業を実施することが適当でないと認められるとき、中止について協議し、決定します。

■乳幼児健診が実施できなかった場合の振り替えについては、決まり次第、市のホームページへ掲載します。

※神栖市ホームページ（警報・台風等による母子保健事業の中止基準） 参照